

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、公文書の存否を明らかにしない2件の公文書非公開決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成24年11月13日付けで実施機関に対して、下記の2件の公文書の公開請求（以下「本件各公開請求」と総称する。）を行った。

(1)被留置者金品出納簿（I新規留置、新規留置～継続用紙）

〇〇警察署の被留置者が、平成21年2月11日に新規留置された際、所持していた物品の記載がわかる文書

(2)被留置者金品出納簿（IV保管私物等）

〇〇警察署の被留置者が、平成21年2月11日に新規留置された際、所持していた物品において、保管区分の変更があった場合に記録される文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件各公開請求の対象公文書として、被留置者の留置に関する規則（平成19年5月25日国家公安委員会規則第11号）第5条及び留置施設に備えるべき簿冊の様式を定める訓令（平成19年5月17日警察庁訓令第6号）第3号（以下、併せて「留置規則等」という。）に基づいて作成される「被留置者金品出納簿（I新規留置、新規留置～継続用紙）」（以下「本件請求対象公文書1」という。）及び「被留置者金品出納簿（IV保管私物等）」（以下「本件請求対象公文書2」という。）また、「本件請求対象公文書1」及び「本件請求対象公文書2」を併せて、「本件各請求対象公文書」という。）を特定した。

その上で、その存否を答えることは、特定の個人に関する〇〇警察署留置施設への留置事実の有無を答えるという条例第6条第1号に規定する非公開情報を公開することと同様の結果となるので、条例第9条に該当するとして、平成24年11月27日付け留管理第1009号及び第1010号により本件各請求対象公文書の存否を明らかにしない旨の決定（以下「本件各処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件各処分を不服として、平成25年1月4日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条に基づき、岐阜県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件各処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、本件各請求対象公文書の存否を回答することは、特定の個人が留置されたか否かという極めて不利益な情報を明らかにすることになり、当該被留置者の権利利益を害するおそれがあると主張するが、審査請求人は、本件各公開請求において特定の個人を指名していない。

仮に、特定の個人が本件各請求対象公文書に掲載されているのであれば、その部分を削除・抹消して部分公開しなければならないとの規定が条例第7条第1項及び2項に明記されているので、本件各処分は不当である。

また、審査請求人が過去に行った、特定日に特定警察署において新規留置された被留置者が、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年5月25日法律第50号）（以下「刑事収容施設法」という。）に基づく審査の申請を行ったことが判る書面についての公文書公開請求（以下「別件公開請求」という。）においては、特定日、特定警察署及び被留置者の氏名を削除又は抹消して部分公開決定（以下「別件処分」という。）がなされており、対応が矛盾する。

第4 諮問庁の主張

諮問庁が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件各請求対象公文書について

請求対象公文書1は、刑事収容施設法第191条第1号の規定に基づき、被留置者が留置される際に所持する現金及び金品について、品目ごとに特徴及び数量等が記載され、被留置者の署名捺印（指印）がなされる文書である。

請求対象公文書2は、刑事収容施設法第191条各号の規定に基づき、被留置者の所持物品において、保管区分の変更があった場合に記録される文書である。

2 条例第6条第1号の該当性について

条例第6条第1号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報が記録されている公文書は、原則として公開しないことを定めたものである。

同号に定める個人に関する情報には、原則として個人に関する全ての情報が該当し、本件各公開請求における、特定日に特定の警察署留置施設に新規留置された者の存在の有無が含まれることは明らかである。

3 条例第9条の適用について

条例第9条は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第6条各号の規定により保護しようとしている権利利益が損なわれる場合には、実施機関は公開請求のあった公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒むことが出来ること定めたものである。

本件各公開請求は、その対象を、特定日に特定の警察署留置施設に新規留置された者に関する情報に限定している。

「新規留置」の意義は、特定個人の逮捕・留置の事実と同義であって、その情報は、行政

機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第45条第1項が開示請求の適用除外とする個人情報に相当し、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）においても、本人による開示等請求の対象外となる位置づけがなされているところである。

そして、警察署が行う逮捕事実に関する報道においては、特定の個人の氏名、年齢、住所及び逮捕の理由となった事実は発表されるものの、留置事実の有無及び留置施設の所在する警察署名は発表されない。

それにも関わらず、本件各公開請求においては、発表されていない留置施設の所在する警察署名及び新規留置日が特定されており、これに対して回答することは特定日の特定警察署留置施設における新規留置の有無を答えることと同義であり、その情報を図書館等で一般的に入手可能な新聞記事等の他の情報と組み合わせることで、逮捕された特定の個人を識別することは可能といえる。

よって、結果的に、この公文書の有無を回答することは、特定個人が留置されたか否かという個人にとって極めて不利益な情報を明らかとすることにつながり、当該被留置者の権利利益を害するおそれがあると認められるので、条例第9条を適用し、当該請求にかかる公文書の存否を明らかにしないで、非公開決定（存否応答拒否）を行ったものである。

4 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、条例第7条の規定により、特定の個人識別情報のみを非開示として、その他の部分について公開すべき旨を主張するが、本件各公開請求においては条例第9条が適用される事案であり、条例第7条を適用される余地はない。

(2) 審査請求人は、本件各処分は別件処分とは矛盾する旨を主張する。

別件処分においては、特定の被留置者が審査請求を行った事実のみを公開し、警察署名、被留置者氏名、年齢、逮捕日及び拘留日を非公開としたものである。

そして、別件処分で開示された情報のみでは、一般に入手可能な情報と組み合わせても特定の個人を識別することは困難であると認められることから、条例第7条第2項を適用したものである。

別件公開請求の対象となった公文書（以下「別件対象公文書」という。）と本件各請求対象公文書とは、その内容及び性質が異なるものであり、別件処分と本件各処分は矛盾するものではない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件各請求対象公文書について

本件各請求対象公文書は、留置規則等に基づき、特定の警察署留置施設に留置された際に被留置者が所持していた物品等を記録するために作成される公文書である。

本件請求対象公文書1には、被疑者を逮捕し、新規に留置する際に作成される文書であり、特定の警察署留置施設の留置事実、被留置者氏名、及び被留置者が新規留置された際に所持していた物品等が記載される。

本件請求対象公文書2には、留置期間中における、被留置者の保管私物の区分の変更の有無が記載される。

2 条例の定めについて

(1) 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

また、同号ただし書において、「イ 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」「ロ 公務員等・・・の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職名及び氏名に関する情報（公開することにより、当該公務員等の権利利益が著しく害されるおそれがある場合の当該情報及び警察職員のうちそのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職員の氏名に関する情報を除く。）並びに当該職務遂行の内容に関する情報」「ハ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても公開しなければならない旨を規定している。

(2) 条例第9条について

条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」と規定している。

3 存否応答拒否の妥当性について

実施機関は、条例第9条により、存否を答えることで条例第6条第1号の非公開情報が明らかになるとして存否応答拒否を行っていることから、本件各請求対象公文書に記載されている情報が、同号に規定する非公開情報に該当するかにつき、以下検討する。

本件各請求対象公文書に記載されることとなる、特定日における特定の警察署留置施設に新規に留置された者が所持する物品に関する情報は、特定の個人の留置に関する情報であることから、条例第6条第1号本文に規定する個人識別情報に該当すると認められる。

そして、特定日に特定の警察署留置施設に新規に留置された者に関する情報については、逮捕事実と異なり、特に発表されていない。

仮に、上記情報の一部が判明すると、逮捕事実などの一般に入手可能な他の情報と組み合わせることで、特定日に特定の警察署留置施設に新規に留置された者の有無、及び特定の個人を識別することが可能となる。

また、特定の個人が警察署留置施設に留置されたか否かという事実は、その個人の権利利益を害する情報でもあり、その内容及び性質から同号ただし書イ、ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件各請求対象公文書の存否を答えるだけで、同号の非公開情報を公開することとなるため、条例第9条に基づき、本件各公開請求を拒否した本件各処分は妥当である。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、別件処分を挙げて、本件各処分の対応が矛盾する旨を主張する。

別件処分の妥当性については、当審査会の答申（平成23年9月28日付け答申第99号、平成24年5月22日付け答申第104号）で判断したとおりであることから、当該答申を引用することとする。

そして、別件対象公文書と本件各請求対象公文書とは記載内容及び性質が異なるものであり、存否応答拒否した理由は前記3のとおりであることから、審査請求人の主張は認めることができない。

5 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成25年1月17日	・ 諮問庁から諮問を受けた。
平成25年2月1日	・ 諮問庁から公開決定等理由説明書を受領した。
平成25年2月4日	・ 審査請求人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成25年2月6日	・ 審査請求人から意見書を受領した。
平成25年2月21日 (第115回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成25年5月22日 (第117回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。 ・ 実施機関から口頭意見陳述を受けた。
平成25年7月3日 (第118回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
	石川 晴代	岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	加藤 千鶴	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
会 長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)